

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案第一中「法」とあるのは、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律百三十一号）をいい、第二中「法」とあるのは、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）をいう。

第一 刑事訴訟規則の一部改正

一 証人等の尋問調書（第三十八条第二項の改正）

- (1) 第三十八条第二項第三号の次に次の一号を加えること。
- ④ 法第五十七条の二第一項各号に掲げる条件により証人尋問を行ったこと。
- (2) 第三十八条第二項第六号を次のとおり改めること。
- ⑥ 法第五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を行ったこと。

二 公判調書の記載要件（第四十四条第一項の改正）

- (1) 第四十四条第一項第二十三号の次に次の一号を加えること。
- ② 法第五十七条の二第一項各号に掲げる条件により証人尋問を行ったこと。
- (2) 第四十四条第一項第二十六号、第三十九号及び第四十六号を次のとおり改めること。
- ② 法第五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により証人尋問を行ったこと。

③9 法第二百九十二条の二第六項において準用する法第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法により法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述をさせたこと。

④6 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

ロ 証拠調べの範囲、順序及び方法を定め、又は変更する決定（法第百五十七条の二第一項又は第百五十七条の三第一項の請求に対する決定を除く。）（法第二百九十七条）

三 決定の告知（第百七条の二第一項の改正）

第百七条の二第一項を次のとおり改めること。

法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の五に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

四 映像等の送受信による通話の方法による尋問（第百七条の三の新設）

第百七条の二の次に次の一条を加えること。

法第百五十七条の六第二項の同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは、同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とする。

五 在廷証人（**第百十三條第二項の改正**）

第百十三條第二項を次のとおり改めること。

証人が裁判所の構内（**第百七條の三に規定する他の裁判所の構内を含む。**）にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができるものとする。

六 証言拒絶権の告知等（**第百二十一條の改正**）

第百二十一條第二項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加えること。

2 裁判所は、**法第百五十七條の二第二項の決定をした場合には、前項の規定にかかわらず、証人に対し、尋問前に、当該決定の内容及び法第百四十七條に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる旨を告げなければならないもの**とする。

3

3 裁判所は、**法第百五十七條の三第二項の決定をした場合には、証人に対し、それ以後の尋問前に、当該決定の内容及び法第百四十七條に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができる旨を告げなければならないもの**とする。

七 受命、受託裁判官の尋問（**第百二十七條の改正**）

第百二十七條を次のとおり改めること。

受命裁判官又は受託裁判官が証人を尋問する場合においても、**第百六條第一項から第三項まで及び第五項、第百七條から第百九條まで（第百七條の三を除く。）並びに前條の手續は、裁判所**がこれをしなければならないものとする。

八 傍聴人の退廷（第二百二条の改正）

第二百二条を次のとおり改めること。

裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前（証人については、法第百五十七條の五第二項に規定する措置を採る場合並びに法第百五十七條の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）で十分な供述をすることができなと思料するとき
は、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる。

九 準用規定（第二百十條の七の改正）

(1) 第二百十條の七第二項を次のとおり改めること。

法第百九十二條の二第六項において準用する法第百五十七條の四に規定する措置を採る旨の決定については、第百七條の二の規定を準用する。法第百九十二條の二第六項において準用する法第百五十七條の五に規定する措置を採る旨の決定並びに法第百九十二條の二第六項において準用する法第百五十七條の六第一項及び第二項に規定する方法により意見の陳述を行う旨の決定についても同様とする。

(2) 第二百十條の七に次の一項を加えること。

3 法第百九十二條の二第六項において準用する法第百五十七條の六第二項に規定する方法による意見の陳述については、第百七條の三の規定を準用する。

十 公判前整理手続調書の記載要件（第二百十七條の十五の改正）

第二百十七條の十五第一項第十七号イを次のとおり改めること。

イ 証拠調べの順序及び方法を定める決定（法第百五十七條の二第一項の請求に対する決定を除く。）（法第三百十六條の五第八号）

十一 準用規定（第二百十七條の二十九の改正）

第二百十七條の二十九を次のとおり改めること。

期日間整理手続については、前款（第二百十七條の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七條の二から第二百十七條の十二までの見出し、第二百十七條の十四（見出しを含む。）、第二百十七條の十五の見出し及び同条第一項第十七号イ、第二百十七條の十六から第二百十七條の十八までの見出し、第二百十七條の二十（見出しを含む。）、第二百十七條の二十一の見出し、第二百十七條の二十二（見出しを含む。）、第二百十七條の二十三の見出し、第二百十七條の二十四及び第二百十七條の二十六（これらの規定の見出しを含む。）、第二百十七條の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六條の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七條の二十五中「法第三百十六條の二十三第二項」とあるのは「法第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三」と、第二百十七條の十五第一項第十七号イ中「第百五十七條の二第一項」とあるのは「第百五十七條の二第一項又は第百五十七條の三第一項」と、第二百十七條の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と読み替えるものとする。

十二 書類等の差出（第二百八十九条の改正）

第二百八十九条に次の三項を加えること。

2 検察官は、前項の規定により被告人以外の者の供述録取書等（法第二百九十条の三第一項に規定する供述録取書等をいう。）であつて、その者が法第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したものの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものを裁判所に差し出すときは、その差出と同時に、合意内容書面（法第三百五十条の七第一項に規定する合意内容書面をいう。以下同じ。）を裁判所に差し出さなければならない。

3 前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出す場合において、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官6は、あわせて、同項の書面を裁判所に差し出さなければならない。

4 第二項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならない。

十三 書類等の返還（第二百九十三条の改正）

第二百九十三条の規定を以下のとおり改めること。

裁判所は、法第四百六十三条第三項又は第四百六十五条第二項の通知をしたときは、直ちに第二百八十九条第一項の書類及び証拠物並びに合意内容書面及び法第三百五十条の十第二項の書面を検察官に返還しなければならない。

第二 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則の一部改正

一 傍受令状請求書の記載事項（第三条第一項の改正）

(1) 第三条第一項第五号を次のとおり改めること。

⑤ 傍受の実施の方法及び場所（法第五条第四項後段の申立てをする場合にあっては、傍受の

実施の方法、当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所
及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所）

(2) 第三条第一項に次の二号を加えること。

⑪ 法第二十条第一項の許可の請求をするときは、その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項

⑫ 法第二十三条第一項の許可の請求をするときは、その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

二 資料の提供（第四条の改正）

第四条に次の二項を加えること。

2 法第四条第三項の請求をするには、その請求が相当であることを認めべき資料をも提供しなければならない。

3 法第五条第四項後段の申立てをするには、その申立てが相当であることを認めべき資料を

も提供しなければならない。

三 傍受令状の記載事項（第五条の改正）

第五条に次の一号を加えること。

- ③ 法第五条第三項の規定により法第二十三条第一項の許可をするときは、傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機を特定するに足りる事項

四 記録媒体の封印の方法（第八条の改正）

第八条を次のとおり改めること。

法第二十五条第一項又は第二項の規定により立会人が記録媒体を封印する場合には、封印上に、封印した年月日時を記載して署名押印しなければならない。

五 傍受の原記録の提出（第九条の改正）

- (1) 第九条を次のとおり改めること。

法第二十五条第四項又は第二十六条第四項の規定により記録媒体を裁判官に提出する場合には、次に掲げる事項を記載した書面及び傍受令状の写しを添付しなければならない。

- (2) 第九条に次の号を加えること。

- ④ 法第二十六条第一項の規定により記録をした記録媒体があるときは、その旨

六 傍受の実施の状況を記載した書面等の記載事項（第十一条の改正）

第十一条に次の三項を加えること。

2 法第二十七条第二項第六号の最高裁判所規則で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

① 法第二十三条第一項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業

② 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項

3 法第二十八条第一項第十二号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

① 法第二十条第一項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の一時的保存並びに

法第二十一条第一項の規定による暗号化信号の復号を行った通信管理者等の氏名及び職業

9

② 再生の実施をした者の官公職氏名

③ 法第二十一条第四項の規定により再生した通信について法第二十九条第五項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

分

④ 再生をした通信について、記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項

4 法第二十八条第二項第八号の最高裁判所規則で定める事項は、第一項第一号から第五号まで、第二項各号並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項並びに法第二十三条第四項においてその例によることとされる法第二十一条第四項の規定により再生した通信について法第二十九

条第五項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分とする。